

山梨県公報

第六百十二号

令和七年

十一月二十七日

木 曜 日

目 次

告 示

○保安林の指定の予定(二件)……………六三三
○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託……………六三三

公 告

○県政功績者……………六三四
○随意契約の相手方の決定について……………六三五
○公共測量の実施……………六三五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六三五

告 示

山梨県告示第三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年十一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 保安林の所在場所 甲府市古閑町字川野二九九四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川野二九九四の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年十一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 保安林の所在場所 北杜市須玉町小倉字牛久保二八〇四の五一(次の図に示す部分に限る。)、二八〇四の一七、字甲ノ下二八〇八の二二、字西ノ平二八〇九の四六

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字牛久保二八〇四の一七・二八〇四の五一・字甲ノ下二八〇八の二二・字西ノ平二八〇九の四六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	所在地

地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号日本橋日銀通りビル五階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番の一
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号
株式会社ローン	東京都品川区大崎一丁目十一番二号

- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、寄附金、貸付金償還金、分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金、不当利得による返還金、延滞金、遅延損害金、財産収入及び諸収入に係る納付金
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和七年九月十日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年九月十日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 コンビニエンスストア収納

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく令和七年度県政功績者は、次のとおりである。
令和七年十一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

功績分野	氏 名	住 所
特別功績	進藤 中	甲斐市
地方自治	久保田 松幸 山田 一功 長田 富也 井口 貢 福井 俊克 山口 好昭 加藤 啓 曾根 哲哉 深沢 侑企彦 内藤 一穂 幡野 耕二 北野 徹 三枝 昇 深松 一英	南アルプス市 甲斐市 南都留郡道志村 中央市 北杜市 上野原市 笛吹市 笛吹市 山梨市 韮崎市 甲斐市 甲斐市 甲斐市
産業	佐野 龍一 瀧田 雅彦 田邊 作之 中込 裕 松本 一雄 渡邊 榮一 山宮 一哲 上原 勇七 江野澤 伸一 末木 泰	都留市 甲斐市 富士吉田市 中巨摩郡昭和町 甲斐市 甲斐市 甲斐市 甲斐市 南都留郡富士河口湖町 甲斐市

環境	保健衛生	社会福祉	スポーツ	教育文化	
湯本 光子 樋川 宗雄 佐藤 若夫	宮崎 旨俊 藤澤 恵子 角田 千春 五味 哲也 窪田 良彦 金山 昇 大澤 智彦	埜村 和美	向山 敏宏	阿部 邦彦 伊藤 祐寛 佐藤 喜美子 深澤 幸一 伊藤 洋子 (渡辺 洋子) 故 稲葉 一俊 (稲葉 一溪)	原野 博 保坂 耕 望月 光彦 三森 一
山梨市 甲斐市 富士吉田市	甲斐市 山梨市 甲府市 南巨摩郡富士川町 甲府市 山梨市 甲府市 山梨市	山梨市	南アルプス市	甲斐市 東京都三鷹市 山梨市 甲府市 東京都小金井市 甲府市	笛吹市 山梨市 南巨摩郡南部町 甲州市

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日
 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千

九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携
 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係
 るものである。

令和七年十一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 随意契約に係る役務

(一) 名称 行政情報ネットワーク等総合保守管理業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年九月二十四日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社カルク

(二) 住所 山梨県中央市乙黒百五十八番地二

五 契約金額 四千八百五十七万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 別途契約している行政情報ネットワーク改修業務
 の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
 る政令（平成七政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
 第一項の規定により峡東農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受
 けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示す
 る。

令和七年十一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（3級基準点網図）

二 測量の地域 山梨県笛吹市の一部

三 測量の期間 令和七年十一月二十一日から令和八年三月十三日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和七年十一月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 斐崎市穂坂町三ツ澤字中坊来石七百八十三番二、七百八十八番の一部、七百八十九番の一部、七百九十一番一の一部、七百九十一番四の一部並びに字女夫石四千八十番三の一部、四千九十一番二の一部、四千九百番一の一部、四千百番二の一部、四千百番三の一部、道及び水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び斐崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県斐崎市水神一丁目三番一号 斐崎市土地開発公社 理事長 長谷川 尚樹